

三島町立小・中学校修学旅行補助金交付要綱

令和 7 年 4 月 1 日施行

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、三島町立小学校（以下「小学校」という。）及び三島町立中学校（以下「中学校」という。）の修学旅行に係る経費について、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、補助金等の交付に関する規則（昭和 5 2 年三島町規則第 4 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象とする修学旅行の目的)

第 2 条 補助の対象とする修学旅行の目的は、次のとおりとする。

- (1) 小学校 6 年生は、キャリア教育の一環として、司法・立法・行政機関や民間企業、歴史・文化施設等を訪れることで、社会の仕組みや多様な職業に関する理解を深め、将来の進路選択に向けた視野を広げることを目的とした修学旅行とする。
- (2) 中学校 3 年生は、平和教育の一環として世界平和の尊さを学ぶとともに、戦地の復興に向けた思いに触れることで、困難にくじけない強い心と多様性を尊重する心を持つ生徒の育成を目的とした修学旅行とする。

(補助の対象者)

第 3 条 補助の対象者は、小学校 6 学年及び中学校 3 学年にて実施する修学旅行に参加する児童又は生徒の保護者及び引率教員とする。

(補助金の額等)

第 4 条 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 小学校 6 年生及び中学校 3 年生の保護者については、修学旅行に係る費用の全額を補助する。
- (2) 引率教員については、修学旅行に係る費用から県費負担額を差し引いた額を補助する。

(補助金交付申請等の委任)

第 5 条 補助金交付申請等に関する事務は、保護者の委任により、小学校及び中学校の校長が行うものとする。

- 2 補助金の交付申請書並びに実績報告書提出の際には、参加する生徒、引率教員数及び修学旅行に係る経費が確認できる書類を添付するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 「三島町立中学校修学旅行補助金交付要綱」の名称を「三島町立小・中学校修学旅行補助金交付要綱」に改める。

参考様式

修学旅行実施要項（申請・実績）

1 実施期日 年 月 日（ ）～ 日（ ）

2 修学旅行先

3 参加者 ・ 学年児童又は生徒 名
 ・ 引 率 教 員 名

4 対象経費

生徒（対象経費	円× 名）	補助金額＝	円
教員（対象経費	円× 名）－（県費負担	円× 名）	
	補助金額＝		円

補助金額合計 円

年 月 日

三島町立 学校長 印

三島町長 様